

## 別紙「実施規定改定案」

### 1. 実施規定の改定について（2026年3月20日改定、4月1日施行）

#### 小学生バンドフェスティバル 第7条

##### ② 合同バンド

以下の条件のもと単独で本大会に参加できない団体が、各々の団体長の許可のもと編成する団体。

- ア 単独校どうし、単独校と地域バンド、地域バンドどうしの合同を認める。
- イ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。
- ウ 単独で本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。

#### 中学生の部（コンクール、マーチングコンテスト、アンサンブルコンテスト）第7条

##### (1) 中学生の部

中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園、合同バンド及び地域バンドに所属する小学生※<sup>1</sup>の参加は認める。）

##### ② 合同バンド

以下の条件のもと単独で本大会に参加できない団体が、各々の団体長の許可のもと編成する団体。

- ア 単独校どうし、単独校と地域バンド、地域バンドどうしの合同を認める。  
中学生と小学生の合同バンドを認める。
- イ 単独で本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。
- ウ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。
- エ 都道府県や市区町村等の指示により、連盟加盟の拠点校を中心とした合同部活動に所属する未加盟校の生徒は参加を認める。

#### 高等学校の部（コンクール、マーチングコンテスト、アンサンブルコンテスト）第7条

##### ② 合同バンド

以下の条件のもと単独の学校単位で本大会に参加できない高等学校が、各々の学校長の許可のもと編成する団体。

- ア 単独校として本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。
- イ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。

## 2. 「ドラムメジャーの資格」に関する文言の挿入について

全日本マーチングコンテスト実施規定（2026年3月20日承認）

第8条 指導者並びに指揮者およびドラムメジャーの資格については制限しないが、加盟団体の長が認めた者とする。

※但し、「フリー」とした場合、高い技術を有した大人が担当するなどの懸念があるため、以下の取り組みをする。

○審査の観点の記述や審査説明で、「演奏に視点を合わせて評価する」よう審査員に伝えることとする。

注：ドラムメジャーの資格に関する実施規定は2011年に改定されていましたが、規定集に記載されないまま今日に至っていました。これを明確にすることを目的として追記が承認されました。